

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情

令和5年 11月 20日

半田市議会議長 沢田 清様

陳情団体
[REDACTED]

陳情者
[REDACTED]

住所
[REDACTED]

<陳情の趣旨>

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められています。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- 加盟国がWHOの勧告に従うことを求め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
- WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されます。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」と言う文言があり、WHOや政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定されます。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、 국민に十分周知されているとは言い難い状況にあります。よって、下記の事項を実施するよう強く要望する旨の意見書を提出いただきたく、よろしくお願ひいたします。

<陳情事項>

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること



ださい。感染症病床を増床し確保してください。

②医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援してください。

③ケア労働者に対し、定期的なPCR検査を公費で実施してください。

(4) 地域医療介護総合確保基金について

①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員待遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上

